神埼市中小企業新事業チャレンジ支援補助金交付要綱

令和３年９月２７日

要綱 第５８号

（目 的）

第１条 市長は、新型コロナウイルス感染症による社会経済の変化に対応して経済活動を続けていくため、新商品の開発や販路開拓など、コロナ後に向かって売上向上に繋がる新たな取り組みに挑む神埼市内の中小企業者を支援するため、予算の範囲内において、神埼市中小企業新事業チャレンジ支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その補助金に関しては、神埼市補助金等交付規則（平成18年3月20日神埼市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第２条 補助対象者は、以下のいずれも満たす事業者とする。

（１）神埼市内に住所や店舗、事業所を有し、中小企業信用保険法（昭和２５年法律２６４号）第２条第１項各号のいずれかに該当する中小企業者。

（２）2020年12月以降の連続する6ヵ月のうち、任意の3ヵ月の合計売上高が、コロナ以前（2019 年1月1日から2020年3月31日）の同3ヵ月の合計売上高と比較して10%以上減少している事業者。

ただし、2019年1月1日以降に創業した事業者については、以下に定めるところにより、コロナ以前の売上高として比較対象とすることができる。

ア 2019年1月1日から2020年3月31日までに創業した場合

創業日から2020年3月31日までの1日当たりの平均売上高に、申請に用いる任意の3か月と同日数分を乗じた売上高をコロナ以前の売上高として比較

イ 2020年4月1日から2021年3月31日までに創業した場合

創業日から2021年3月31日までの1日当たりの平均売上高に、申請に用いる任意の3か月と同日数分を乗じた売上高をコロナ以前の売上高として比較

２ 自己又は自社若しくは共同事業者の役員等が、次の各号のいずれにも該当しないこと。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

（４）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

（５）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（６）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（７）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

３ 補助対象者は、前項の第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（補助対象事業）

第３条 補助金の交付の対象となる事業は、以下に掲げる事業であって、コロナ後に向かって売上向上に繋がる新たな取り組みとする。

（１）新商品（新役務）の開発又は提供

（２）販路開拓・売上向上

（３）「佐賀県中小企業新事業チャレンジ支援補助金」の採択を受けた事業

(補助対象事業の要件)

第４条 補助対象となる事業は、以下の要件を満たすものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象事業 | 要 件 |
| 1. 新商品（新役務）の開発又は提供
 | 過去の同種の商品に比べて性能が良い等新商品の開発又は提供のための意欲的な取組であること |
| 1. 販路開拓・売上向上
 | 商品の新しい販売方法や流通経路を見出し、新しい販売先を見つけるための意欲的な取組であること |
| ③「佐賀県中小企業新事業チャレンジ支援補助金」の採択を受けた事業 | 佐賀県中小企業団体中央会が実施する佐賀県中小企業新事業チャレンジ支援補助金の採択を受け、補助金の交付決定及び補助金の額の確定を受けること |

（補助率及び補助対象経費等）

第５条 補助金の補助率及び補助対象経費額は、次のとおりとする。

（１）新商品（新役務）の開発又は提供、販路開拓・売上向上

ア 補助率は補助対象経費（税抜き）の4分の3以内とする。

イ 補助対象経費は１補助事業者に付き4万円以上75万円未満とする。

（２）「佐賀県中小企業新事業チャレンジ支援補助金」の採択を受けた事業

ア 補助率は「佐賀県中小企業新事業チャレンジ支援補助金」確定額の8分の1以内とする。

２ 補助対象者は、前項第1号及び前項第2号のどちらかを１回限り申請できるものとする。

３ 補助対象経費は消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号) に定める地方消費税を含まない金額（税抜きの金額）とし、別表第1に掲げるとおりとする。

４ 補助事業の対象として認められない経費は、別表第２に揚げるとおりとする。

５ 補助対象者は、国若しくは地方自治体又は民間団体等から補助金の交付を受けているとき、当該事業において対象経費とされているものについては、本補助金の補助対象経費とすることはできない。

（補助金の交付申請）

第６条 補助事業者は、補助金の交付申請書を市長に提出しなければならない。

２　補助金の交付申請書の様式について、第3条第1項第1号及び第3条第1項第2号に係るものは様式第1号のとおりとし、第3条第1項第3号に係るものは様式第2号のとおりとする。

（補助金の交付決定）

第７条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、その旨を補助対象者に通知する。

２ 市長は、前項において、適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて交付決定をすることができる。

（補助金の交付の条件）

第８条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

（２）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、市長の承認を受けること。ただし、事業の趣旨そのものに影響を及ぼさない範囲での事業内容の変更又は補助金額に変更がなく、補助事業に要する経費間の20パーセント以内の金額の変更については、この限りでない。

（３）補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

（４）補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（５）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の次年度から5年間保管し、市長の要求があったときはいつでも閲覧に供することができるようにすること。

２ 前項第2号の規定により、市長に補助事業の変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、第3条第1項第1号及び第3条第1項第2号に係るものは様式第3号のとおりとし、第3条第1項第3号に係るものは様式第4号のとおりとする。

３ 第1項第4号の規定により、市長に補助事業の中止又は廃止の承認を受けようとする場合の中止又は廃止の承認申請書は、様式第5号のとおりとする。

（契約等）

第９条 補助事業者は、物品の購入や、補助事業を行うために締結する契約等にあたっては、市内の事業者の優先的な活用に努めるものとする。

（債権譲渡の禁止）

第10条 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を市長の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（実績報告）

第11条 実績報告書は、第3条第1項第1号及び第3条第1項第2号に係るものは様式第6号のとおりとし、第3条第1項第3号に係るものは様式第7号のとおりとする。

２ 補助事業者は補助事業が完了したときは、すみやかに第1項の実績報告書を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は前条の規定により実績報告を受けた場合において、その内容を審査し適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条　補助事業者は、前条による補助金の額が確定し、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消すことができる。ただし、補助事業者の責めに帰すべき事由でないときはこの限りではない。

（１）虚偽の申請、その他不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき

（２）補助事業の完了の前に補助事業を中止又は廃止したとき

（３）補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき

（４）補助事業者について第2条第2項各号及び第3項の規定に該当すると判明したとき

２ 第1項の規定は、補助金を交付した後についても適用する。

（財産の管理等）

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完成後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければならない。

２ 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を神埼市に納付させることができる。

（報告）

第16条 補助事業者は、事業の実施において次の各号のいずれかに該当する場合には速やかに神埼市に報告するものとする。

（１）事業者の名称の変更及び住所（所在地）、代表者の変更を行ったとき

（２）市長が特に必要と認める事項について報告を依頼したとき

　（その他）

第17条 神埼市は、補助事業者に対し、本要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和3年9月27日から施行する。

別表第1（第５条関係）

補助事業の対象と認められる経費

|  |  |
| --- | --- |
| 経費区分 | 内 容 |
| 機械装置 | 専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作に要する経費。なお一件当たりの単価が50万円（税抜）以上の購入、製作は対象外とする。※１ パソコン等汎用性があり、目的外使用になり得るものは対象外となります。※２ 中古品の購入は対象外となります。 |
| 広報費 | パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、及び広報媒体等を活用するために支払われる経費※１ 補助事業計画に基づく商品・サービスの広報を目的としたものが補助対象であり、単なる会社のＰＲや営業活動に活用される広報費は、補助対象となりません。（商品・サービスの名称も宣伝文句も付記されていないものは補助対象となりません。）※２ チラシ等配布物の購入については、実際に配布もしくは使用した数量分のみが補助対象経費となります。※３ 補助事業期間中に経費支出をしていても、実際に広報がなされる（情報が伝達され消費者等に認知される。）のが補助事業期間終了後となる場合には補助対象となりません。 |
| 展示会等出展費 | 新商品等を展示会等に出展又は商談会に参加するために要する経費※１ 展示会出展の出展料等に加えて、関連する運搬費（レンタカー代、ガソリン代、駐車場代等は除く。）・通訳料・翻訳料も補助対象となります。※２ 販売のみを目的とし、販路開拓に繋がらないものは補助対象となりません。※３ 補助事業期間外に開催される展示会等の経費は補助対象となりません。※４ 選考会、審査会（○○賞）等への参加・申込費用は補助対象となりません。※５ 海外展示会等の出展費用の計上にあたり外国語で記載の証拠書類等を実績報告時に提出する場合には、当該書類の記載内容を日本語で要約・説明する書類もあわせてご提出ください。（実績報告の際に提出する証拠書類の翻訳料は補助対象外です。）※６ 飲食費を含んだ商談会等参加費は補助対象となりません。 |
| 開発費 | 新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費※１ 購入する原材料等の数量はサンプルとして使用する必要最小限にとどめ、補助事業完了時には使い切ることを原則とします。補助事業完了時点での未使用残存品に相当する価格は、補助対象となりません。※２ 原材料費を補助対象経費として計上する場合は、受払簿（任意様式）を作成し、その受け払いを明確にしておく必要があります。※３ 販売を目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費は補助対象外となります。（試作品の生産に必要な経費は対象となります。）※４ 汎用性があり目的外使用になり得るものの購入費は補助対象外となります。 |
| 外注費 | 上記に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費。（店舗の改装等、自ら実行することが困難な業務に限ります。）※ 外注内容、金額等が明記された契約書等を締結し、外注する側である補助事業者に成果物等が帰属する必要があります。 |

別表第2（第５条関係）

補助事業の対象として認められない経費

|  |
| --- |
| ・事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費・フランチャイズ加盟料・電話代、インターネット利用料金等の通信費（クラウドサービス利用費に含まれる付帯経費は除く。）・商品券等の金券・マスクや手袋等の使い捨ての消耗品・販売する商品の原材料費、文具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費・飲食、娯楽、接待等の費用・不動産の購入費、株式の購入費、自動車等車両の修理費・車検費用・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用・収入印紙・振込手数料（代引手数料を含む。）及び両替手数料・公租公課（消費税及び地方消費税等）・各種保険料・借入金などの支払利息及び遅延損害金・事業計画書・申請書・報告書等の事務局に提出する書類作成・提出に係る費用・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウエア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機、家具等）の購入費・事業に係る自社の人件費（雑役務費を除く。）・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費 |

様式第１号（第６条関係）

　　年　　月　　日

神埼市長　　　　　　様

郵便番号

住　　所

名　　称

代表者の役職・氏名

神埼市中小企業新事業チャレンジ支援補助金交付申請書

神埼市中小企業新事業チャレンジ支援補助金交付要綱第６条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　事業者情報

（様式１－２）事業者情報書のとおり

２　補助事業の目的および内容

（様式１－３）補助事業計画書のとおり

３　補助事業の開始日および完了予定日

　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日

４　補助対象経費

（様式１－３）補助事業計画書のとおり

５　補助金交付申請額

補助事業に要する経費　　金　　　　　円

補助対象経費　　金　　　　　円

補助金申請額　　金　　　　　円

６　添付資料

　・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

　・確定申告書別表第１の写し（※１）

　・本人確認書類（個人事業主の場合）

　・営業許可証の写し（営業許可が必要な業種のみ）

　・事業内容と金額が確認できるもの（見積書、カタログ等）（※２）

　・誓約書（別紙９）

　※１　確定申告書の作成がない場合（設立後決算期や申告時期を迎えていない場合など）は、営業実態が客観的に確認できる資料を添付

例：法人設立届書又は個人事業の開業届出書（税務署の受付印のあるもの又はe-Taxの場合は受信通知）

　※２　改修工事や設備導入を行う場合は、実施前後の状態が確認できるように、実施前の写真を提出すること。また、賃貸物件に改修工事や施工を伴う設備導入を行う場合は、賃貸借契約書の写し又は貸主の承諾書を提出すること

　※３　その他、別途指示するものについて、資料提出を求める場合があります。

様式１-２　　　　　　　　　　　　　事業者情報書

１．事業者基本情報

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名称 |  |
| 業種 | 大分類（　　　　　 　　　　）、中分類（　　　　　　　　　　） |
| 事業形態 | 個人　　・　　法人 | みなし大企業である□はい　　□いいえ |
| 資本金（千円）（法人の場合のみ） |  |
| 常時使用する従業員数（人） |  |
| 実施場所 | 施設（事業所・店舗）名称 |  |
| 所有形態 | 自己所有 ・ 賃貸 ・ その他（　　　　　） |
| 住　　所 |  |
| 電話番号 |  |

２　売上減少要件

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ①2020年12月以降の連続する6ヶ月のうち、任意の3ヶ月の売上高 | 年　 月　　 　　 　円年　 月　　　 　 　円年　 月　　　 　 　円合計　　　　　　　円 | ②コロナ以前の同3ヶ月の売上高 | 年　 月　　 　　 　円年　 月　　　 　 　円年　 月　　　 　 　円合計　　　　　　　円 |
| 　売上高減少率＝（ １ - ① ÷ ② ） × １００ ≧ １０％ | 　　　　　　　　　　％ |

※特例にて比較する場合ア、イのどちらかに○を付けてください。

ア 2019年1月1日から2020年3月31日までに創業した場合

創業日から2020年3月31日までの1日当たりの平均売上高に、申請に用いる任意の3か月と同日数分を乗じた売上高をコロナ以前の売上高として比較

イ 2020年4月1日から2021年3月31日までに創業した場合

創業日から2021年3月31日までの1日当たりの平均売上高に、申請に用いる任意の3か月と同日数分を乗じた売上高をコロナ以前の売上高として比較

様式１-３

補助事業計画書

１．事業計画書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称：

|  |
| --- |
| １　事業計画名 |
| ２　現状・課題 |
| ３　補助事業による取組内容 |
| ４　補助事業の効果 |
| 他の補助金の活用の有無 | 今回の補助事業に要した経費について、国若しくは地方自治体又は民間団体が実施する補助金の対象経費としているか。している　　　　　・　　　　していない※ 「している」場合には、本補助金の対象経費にはできません |

※ 事業計画書は、分かりやすく簡潔に２枚以内を目途にしてください。

２．収支計画書

（１）収入　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 予算額 | 備考 |
| 市補助金 |  | 神埼市中小企業新事業チャレンジ支援補助金 |
| 自己資金 |  |  |
| 借入金 |  |  |
| その他 |  |  |
| 合計 |  |  |

（２）支出　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目（経費区分） | 内容 | 補助事業計画額 | 補助金申請額※千円未満切り捨て(C)=B\*3/4 |
| 補助事業に要する経費（税込）（Ａ） | 補助対象経費（税抜）（Ｂ） |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |

※支出の項目（経費区分）は別表第1（第５条関係）の各経費区分を記載してください。

※支出の項目は１種類ごとに記載してください。

※機械装置について、1件当たりの単価が50万円（税抜）以上の購入、制作は対象外となります。

※補助対象経費の合計は4万円以上75万円未満となります。

※経費の内容が分かる資料（見積書、カタログ、数量等）を添付してください。

**記載内容が多い場合は、適宜、行数・ページ数を追加できます。**

３．事業の実施から完了までの予定スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 予定年月 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 支援機関名計画策定の支援を受けた場合 | ・神埼市商工会・その他（　　　　　　　　） | 担当者名 |  |
| 連絡先TEL |  |

様式第２号（第６条関係）

　　年　　月　　日

神埼市長　　　　　　様

郵便番号

住　　所

名　　称

代表者の役職・氏名

神埼市中小企業新事業チャレンジ支援補助金交付申請書

神埼市中小企業新事業チャレンジ支援補助金交付要綱第６条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　佐賀県中小企業新事業チャレンジ支援補助金交付決定日

　　年　　月　　日

２　佐賀県中小企業新事業チャレンジ支援補助金交付決定額

金　　　　　　　　円

３　補助金交付申請額

金　　　　　　　　円

※佐賀県中小企業新事業チャレンジ支援補助金交付決定額の1/8以内

４　添付資料

　・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

　・本人確認書類（個人事業主の場合）

　・佐賀県中小企業新事業チャレンジ支援補助金交付決定通知書の写し

　・上記交付決定通知書に係る佐賀県中小企業新事業チャレンジ支援補助金交付申請書（事業実施計画書等の欄も含む）の写し

様式第３号（第８条関係）

年　　月　　日

神埼市長　　　　　　　　様

|  |  |
| --- | --- |
| 郵便番号 |  |
| 住　　所 |  |
| 名　　称 |  |
| 代表者の役職・氏名 |  |  |

神埼市中小企業新事業チャレンジ支援補助金に係る変更承認申請書

　　　年　　月　　日付け　　　第　　　　号で交付決定通知のあった神埼市中小企業新事業チャレンジ支援補助金について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、神埼市中小企業新事業チャレンジ支援補助金交付要綱第８条第１項第２号の規定により申請します。

記

１　変更の理由

２　変更後の補助事業の開始日および完了予定日

　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日

３　変更後の補助対象経費

（様式１－３）補助事業計画書のとおり

４　補助金変更承認申請額

補助事業に要する経費　　金　　　　　円

補助対象経費　　金　　　　　円

補助金変更申請額　　金　　　　　円

（備考）

　　以下、様式１の記の２以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をかっこ書きで上段に記載すること。

様式第４号（第８条関係）

年　　月　　日

神埼市長　　　　　　　　様

|  |  |
| --- | --- |
| 郵便番号 |  |
| 住　　所 |  |
| 名　　称 |  |
| 代表者の役職・氏名 |  |  |

神埼市中小企業新事業チャレンジ支援補助金に係る変更承認申請書

　　　年　　月　　日付け　　　第　　　　号で交付決定通知のあった神埼市中小企業新事業チャレンジ支援補助金について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、神埼市中小企業新事業チャレンジ支援補助金交付要綱第８条第１項第２号の規定により申請します。

記

１　変更の理由

２　佐賀県中小企業新事業チャレンジ支援補助金変更交付決定日

　　年　　月　　日

３　佐賀県中小企業新事業チャレンジ支援補助金変更交付決定額

金　　　　　　　　円

４　補助金変更交付申請額

金　　　　　　　　円

※佐賀県中小企業新事業チャレンジ支援補助金変更交付決定額の1/8以内

５　添付資料

　・佐賀県中小企業新事業チャレンジ支援補助金変更交付決定通知書の写し

　・上記変更交付決定通知書に係る佐賀県中小企業新事業チャレンジ支援補助金変更承認申請書一式の写し

様式第５号（第８条関係）

年　　月　　日

神埼市長　　　　　　　　様

|  |  |
| --- | --- |
| 郵便番号 |  |
| 住　　所 |  |
| 名　　称 |  |
| 代表者の役職・氏名 |  |  |

神埼市中小企業新事業チャレンジ支援事業に係る事業中止（廃止）承認申請書

　　年　　月　　日付け　　　第　　　　号で交付決定通知のあった神埼市中小企業新事業チャレンジ支援事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので承認されるよう、神埼市中小企業新事業チャレンジ支援補助金交付要綱第８条第１項第３号の規定により承認を申請します。

記

１　中止（廃止）の理由

２　中止の期間（又は廃止の期日）

３　中止（廃止）後の措置

様式第６号（第11条関係）

年　　月　　日

神埼市長　　　　　　　　様

|  |  |
| --- | --- |
| 郵便番号 |  |
| 住　　所 |  |
| 名　　称 |  |
| 代表者の役職・氏名 |  |  |

神埼市中小企業新事業チャレンジ支援事業実績報告書

年　　月　　日付け　　　第　　　　号で交付決定通知のあった神埼市中小企業新事業チャレンジ支援事業について、下記のとおり実施したので、神埼市中小企業新事業チャレンジ支援補助金交付要綱第11条第2項の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

１　事業の効果

２　事業完了年月日　　　　　　　　年　　月　　日

３　添付書類

1. 補助事業実績報告書（様式６－２）
2. 契約書又は見積書の写し
3. 完成写真
4. 領収書又は支払が分かる書類の写し
5. その他市長が必要と認める書類

様式６-２　　　　　　　　　　　　　補助事業実績報告書

１．事業実績書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称：

|  |
| --- |
| １　事業計画名 |
| ２　実施場所 | 施設（事業所・店舗）名称 |  |
| 住　　所 |  |
| 電話番号 |  |
| ３　補助事業の実施実績 |
| ４　補助事業の効果 |
| ５　今後期待される効果 |

※ 補助事業実績報告書は、分かりやすく簡潔に２枚以内を目途にしてください。

２．収支決算書

（１）収入　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 予算額 | 決算額 | 備考 |
| 市補助金 |  |  | 神埼市中小企業新事業チャレンジ支援補助金 |
| 自己資金 |  |  |  |
| 借入金 |  |  |  |
| その他 |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |

（２）支出　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目（経費区分） | 内容 | 補助事業決算額 | 補助金実績額※千円未満切り捨て(C)=B\*3/4 |
| 補助事業に要する経費（税込）（Ａ） | 補助対象経費（税抜）（Ｂ） |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |

※支出の項目（経費区分）は別表第1（第５条関係）の各経費区分を記載してください。

※支出の項目は１種類ごとに記載してください。

※機械装置について、1件当たりの単価が50万円（税抜）以上の購入、制作は対象外となります。

※補助対象経費の合計は4万円以上75万円未満となります。

※経費の内容が分かる資料（領収書、支払が分かる書類等）を添付してください。

**記載内容が多い場合は、適宜、行数・ページ数を追加できます。**

様式第７号（第11条関係）

年　　月　　日

神埼市長　　　　　　　　様

|  |  |
| --- | --- |
| 郵便番号 |  |
| 住　　所 |  |
| 名　　称 |  |
| 代表者の役職・氏名 |  |  |

神埼市中小企業新事業チャレンジ支援事業実績報告書

年　　月　　日付け　　　第　　　　号で交付決定通知のあった神埼市中小企業新事業チャレンジ支援事業について、下記のとおり実施したので、神埼市中小企業新事業チャレンジ支援補助金交付要綱第11条第2項の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

１　佐賀県中小企業新事業チャレンジ支援補助金額の確定日

　　年　　月　　日

２　佐賀県中小企業新事業チャレンジ支援補助金確定額

金　　　　　　　　円

３　添付資料

　・佐賀県中小企業新事業チャレンジ支援補助金額の確定通知書の写し

　・上記額の確定通知書に係る佐賀県中小企業新事業チャレンジ支援補助金実績報告書及び別紙１

様式第８号（第13条関係）

　　　　年　　月　　日

神埼市中小企業新事業チャレンジ支援補助金交付請求書

神埼市長　　　　　　様

|  |  |
| --- | --- |
| 郵便番号 |  |
| 住　　所 |  |
| 名　　称 |  |
| 代表者の役職・氏名 |  | 印 |

　　　年　　月　　日付け　　　第　　号で交付が確定された神埼市中小企業新事業チャレンジ支援補助金として、次の金額を神埼市中小企業新事業チャレンジ支援補助金交付要綱第13条第１項の規定により請求します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 振込先口座 | 振込銀行名 | 　　　　　　　　　銀行金庫農協組合本店支店営業部出張所　　（金融機関コード　：　　　　　　　　　　）　　　（支店コード　：　　　　　　　　　） |
| 口座種別 | 普通　・　当座 | 口座番号 |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義 |  |

請求額　　金　　　　　　円

添付書類

・振込先口座の通帳の写し

（銀行名、支店名、口座番号、口座名義（フリガナ）全てが分かるページ）

別紙９（第２条第２項関係）

誓　　　約　　　書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、神埼市が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

・虚偽又は不正が判明した場合は、補助金の返還等に応じるとともに、加算金の支払いに応じます。

・神埼市から検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。

・業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています。

・自己又は自社若しくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。また、次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

・事業計画の内容は以下に掲げる事業には該当しません。

ア　公募要領にそぐわない事業

イ　事業の実施の大半を他社に外注又は委託し、企画だけを行う事業

ウ　建築又は購入した施設・設備を自ら占有し、事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間賃貸させるような事業

エ　公序良俗に反する事業

オ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第２条第1項第4号に定める事業、また、同条第5項及び同条第13項第２号により定める事業

カ　政治団体、宗教上の組織又は団体による事業

キ　重複案件　　　申請者が当該補助金に複数申請を行った場合の2件目以降の申請分

他の申請者が提出した申請書の内容と酷似している申請

ク　申請時に虚偽の内容を含む事業

ケ　その他申請要件を満たさない事業

　年 　月　　日

神埼市長　様

(フリガナ)

名 　 称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

(フリガナ)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※法人の代表者又は個人事業者が自署してください

代表者住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者生年月日　　　　年　　　月　　　日